

## 令和5年山形村議会第4回定例会

### 議事日程（第3号）

令和5年12月14日（木曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 5陳情第 2号  
《既提出議案、審議、表決》  
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 3 議案第54号
- 日程第 4 議案第55号
- 日程第 5 議案第56号
- 日程第 6 議案第57号
- 日程第 7 議案第58号
- 日程第 8 議案第59号
- 日程第 9 議案第60号  
《追加議案、審議、表決》  
(議案説明、質疑、討論、採決)
- 日程第10 発議第 5号  
《追加提出議案、提案説明／質疑、討論、採決》
- 日程第11 議案第61号
- 日程第12 閉会中の事務調査の申出について
- 日程第13 議員派遣の件について
- 日程第14 議長の選挙
- 日程第15 松本広域連合議会議員の選挙
- 日程第16 松塩地区広域施設組合議会議員の選挙
- 日程第17 安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙
- 日程第18 松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

日程第19 松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

日程第20 議会運営委員会委員の選任

日程第21 正副議会運営委員長の互選結果の報告

閉会宣告

---

出席議員（11名）

1番 小出敏裕君	2番 竹野入恒夫君
3番 百瀬昇一君	5番 小林幸司君
6番 福澤倫治君	7番 春日仁君
8番 大月民夫君	9番 三澤一男君
10番 上條倫司君	11番 大池俊子君
12番 新居禎三君	

欠席議員（1名）

13番 百瀬章君

---

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長 本庄利昭君	副村長 赤羽孝之君
教育長 根橋範男君	総務課長兼 会計管理者 篠原雅彦君
企画振興 課長 堤岳志君	税務課長 中村貞寿君
住民課長 中川俊彦君	保健福祉 課長 古畑佐登志君
子育て 支援課長 中原美幸君	産業振興 課長 村田鋭太君
建設水道 課長 宮澤寛徳君	教育次長 藤沢洋史君
総務課 財政係長 丸山晃弘君	

---

事務局職員出席者

事務局長 上條憲治 君

書記 上條美季 君

---

◎開議宣告

○副議長（新居禎三君） 本日の会議に先立ちまして、傍聴の皆様申し上げます。山形村議会傍聴規則により、撮影、録音等をする場合は、事前に許可となります。

なお、報道関係者から取材の申込みがありましたので、これを許可しました。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第4回山形村議会定例会を再開します。

（午後 1時30分）

---

◎議事日程の報告

○副議長（新居禎三君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○副議長（新居禎三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、11番、大池俊子議員、1番、小出敏裕議員を指名します。

---

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○副議長（新居禎三君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に常任委員会に付託して審査いただいております陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決をいたします。

委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告書のとおりですが、ここで当該委員長の審査結果の報告を求めます。

5陳情第2号「私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書」の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日 仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る12月12日に委員会審査を行い、5陳情第2号「私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書」については採択とし、措置として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、長野県内では、公立高校の統廃合が進められている中で、私立学校についてのみ制度の拡充や補助を求めることに疑問を感じる部分があるとの意見もありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申し上げましたので、ご審議をお願いいたします。

○副議長(新居禎三君) 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

委員長の報告に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について討論、採決を行います。

日程第2、5陳情第2号「私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) 討論もないようですので、直ちに採決をしたいと思います、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議がないものと認め、これより採決します。

本請願についての委員長の報告は、採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、5陳情第2号「私立学校に対する公費助成をお願いする陳情書」については、採択と決定しました。

---

◎議案第54号～議案第60号

○副議長（新居禎三君） 続いて、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第3、議案第54号から日程第9、議案第60号までの既提出議案を、一括議題として審議、表決を行います。

各議案の常任委員会審査結果は、お手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各常任委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

（総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇）

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月11日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第54号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、議案第55号「山形村公共下水道施設整備推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」、議案第56号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第7号）」の所管の款・項、議案第60号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算（第3号）」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。審議をお願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日 仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日 仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案につきましては、去る12月12日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定により報告します。

議案第56号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第7号）」の所管の款・項、議案第57号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第58号

「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」、議案第59号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算（第4号）」の4議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 各常任委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○副議長（新居禎三君） 質疑もないようですので、質疑を終結します。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に日程第3、議案第54号「山形村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

討論があるようですので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池議員。

○11番（大池俊子君） 11番、大池です。この国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論したいと思います。

第1条の出産被保険者に関することに関しては、予定月の1か月前から出産1か月後、多子については6か月ということで減額でありますので、この件については賛成です。

第2条の一部改正の資産割については、今までも資産割をなくしてほしいということで、今回なくしたことについて、応益割はそのままで応能割のほうに全体に増額になるということで、反対したいと思います。

現在も滞納者については、お聞きしたところによると、資格証はないのですが、短期保険証については村で21世帯あるとお聞きしました。この短期証についても、今、医療抑制で重症化するという例も起きています。そういう点からこの値上げについては反対であります。

値上げしなくても、市町村によっては違う形で値上げしない方法を取っているところもあるそうですので、値上げされない方向でぜひ研究して行って、誰でもが安心して

て医療にかかれる体制をつくってほしいということで、この値上げについては反対であります。

○副議長（新居禎三君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

○副議長（新居禎三君） 討論もないようですので、以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） 異議ないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（新居禎三君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4、議案第55号「山形村公共下水道施設整備推進基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例について」、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） ご異議がないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○副議長（新居禎三君） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5、議案第56号「令和5年度山形村一般会計補正予算（第7号）」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

（発言する者なし）

○副議長（新居禎三君） 討論もないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第56号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第6、議案第57号「令和5年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) 続いて、賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○11番(大池俊子君) 賛成の立場から討論します。

この国民健康保険特別会計補正予算は、足りない分を法定外繰入れで4,000万円入れています。これについては今回値上げをせずに一般会計からの繰入れで補ったということは大いに評価したいと思います。

しかし、聞いてみますと、法定外繰入れをいつまでも続けていくわけにはいかないようです。他市町村でも値上げをせずに、違う方法でやっているところもあるようですので、法定外繰入れについては賛成ですが、今後この状態がずっと続けられるとは考えられないので、その方法も考えて、先ほど値上げされた部分について値上げせずにやる方法、村民に負担のかからない方法を考えてほしいということで、この予算については賛成です。

○副議長(新居禎三君) 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 討論を終結し、直ちに採決をします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第57号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に日程第7、議案第58号「令和5年度山形村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議がないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第59号「令和5年度山形村介護保険特別会計補正予算(第4号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議がないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第9、議案第60号「令和5年度山形村清水高原簡易水道事業会計補正予算(第3号)」について、討論、採決を行います。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議がないものと認め、直ちに採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決することに決定しました。

以上で既提出議案の審議、表決は終了しました。

ここで先ほど採択となりました陳情に関する決議案、追加議案等の整理のため、暫時休憩します。

(午後 1時51分)

---

○副議長（新居禎三君） 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 1時52分)

---

◎発議第5号

○副議長（新居禎三君） 日程第10、発議第5号「私立学校への公費助成に関する意見書」についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(7番 春日 仁君 登壇)

○7番（春日 仁君） 発議第5号「私立学校への公費助成に関する意見書」について提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、御覧いただきたいと思えます。

私立学校へ通う生徒にも就学支援金が支給されるようになったものの、近年の厳しい経済状況下では、保護者の学費負担は深刻な状況が続いています。また、少子化や生徒減少期の現在においては、私立学校の経営は厳しさを増しています。

そこで、就学支援金制度の拡充や私立学校へのさらなる公費助成の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事、長野県総務部長です。

ご審議を、お願いいたします。

○副議長（新居禎三君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第61号

○副議長(新居禎三君) 日程第11、議案第61号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

村長より提案説明を求めます。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 議案第61号「山形村手数料徴収条例の一部を改正する条例について」の提案説明を申し上げます。

現在、市町村の窓口で戸籍の書類を取得する場合には、本人の本籍地のある市町村窓口で申請することとされております。新たに本籍地以外での取得を可能とすることなどを定めた「戸籍法の一部を改正する法律」が令和元年5月に公布されております。

この法律が来年3月1日に施行されることに伴い、窓口での手数料の徴収に関し、必要事項を追加するなど、所要の改正を行うものでございます。

ご審議をいただきますよう、お願い申し上げます。

○副議長(新居禎三君) 村長の提案説明が終了しました。

ただいま議題としました議案第61号の議案審査についてお諮りします。

議会運営委員会において、議案第61号につきましては、委員会付託を省略し、議会全員協議会を開催して、詳細説明を受けることに決定しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議ないものと認めます。

よって、ただいま議題といたしました議案第61号につきましては、委員会付託を省略して、議会全員協議会において詳細説明を受けることに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

休憩。

(午後 1時58分)

---

○副議長(新居禎三君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 2時 3分)

---

○副議長(新居禎三君) ここでお諮りします。

議案第61号については、先ほどの全員協議会で質疑を行いましたので、質疑を省略し、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 続いて、討論、採決を行います。

初めに、討論を行います。

討論はありますか。

(発言する者なし)

○副議長(新居禎三君) ないようですので、討論を終結し、直ちに採決します。

議案第61号は原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○副議長(新居禎三君) 起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

◎閉会中の事務調査の申出について

○副議長(新居禎三君) 日程第12「閉会中の所管の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、山形村議会会議規則第75条の規定により閉会中の所管の事務調査の申出書がお手元に配付のとおり、提出されました。

お諮りします。閉会中の所管の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお事務調査をすることに決定しました。

---

◎議員派遣の件について

○副議長(新居禎三君) 日程第13「議員派遣の件について」を議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議ないものと認めます。よってお手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

---

◎議長の選挙

○副議長(新居禎三君) 日程第14、議長の選挙を行います。

お諮りします。議長の任期は、令和5年12月15日から、議員の申合せによる残任期間の令和6年4月22日までとすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 異議ないものと認めます。よって議長の任期は令和5年12月15日から令和6年4月22日までと決定します。

ここで、全員協議会の開催のため、暫時休憩します。理事者、総務課長以外の職員の皆様はここまでで退出されても結構です。大変お疲れさまでした。

それでは休憩とします。

(午後 2時 7分)

---

(税務課長、住民課長、子育て支援課長、産業振興課長、建設水道課長、教育次長、総務課財政課長 退席)

○副議長（新居禎三君） 本会議を再開します。

(午後 2時22分)

---

○副議長（新居禎三君） ただいまから議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長（新居禎三君） ただいまの出席議員は11名です。

立会人を指名します。

議会会議規則第32条第2項の規定により、2番、竹野入恒夫議員、3番、百瀬昇一議員、5番、小林幸司議員を指名します。

これより、投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

(投票用紙の配付)

○副議長（新居禎三君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新居禎三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長（新居禎三君） 投票箱は異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

議席番号1番の議員から順次投票してください。自席で氏名を書きいただき、名前を呼びますので、お一人ずつ投票用紙を投票箱に入れてください。投票に当たっては、事務局長に点呼させます。

(事務局長、点呼)

(1番 小出敏裕議員、2番 竹野入恒夫議員、3番 百瀬昇一議員、  
5番 小林幸司議員、6番 福澤倫治議員、7番 春日仁議員、  
8番 大月民夫議員、9番 三澤一男議員、10番 上條倫司議員、

11番 大池俊子議員、12番 新居禎三議員) 点呼  
(投票)

○副議長(新居禎三君) 投票漏れはありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) 投票漏れなしと認めます。

以上で、投票を終了いたします。

続いて、開票を行います。

竹野入恒夫議員、百瀬昇一議員、小林幸司議員、立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(新居禎三君) 投票結果を報告いたします。

投票総数、11票。有効投票数、11票。無効投票数、ゼロ票。

有効投票数の内訳を申し上げます。

大月民夫議員、10票。春日仁議員、1票。

この選挙の法定得票数は、有効投票数の4分の1以上の3票であります。

したがって、大月民夫議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

(議場の閉鎖解除)

○副議長(新居禎三君) ただいま議長に当選されました大月民夫議員に申し上げます。

選挙の結果、議長に当選されましたので、山形村議会会議規則第33条第2項の規定により、本席から告知いたします。

当選されました大月民夫新議長に当選の承諾を求めます。

(新議長、自席で当選の承諾)

○新議長(大月民夫君) ご推挙いただきまして、ありがとうございます。謹んでお受けいたします。皆さんからのお力添えを頂戴しながら誠心誠意務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○副議長(新居禎三君) 以上で議長の選挙が終了いたしました。

新議長の任期は明日からですので、引き続き、私が議長代行の職務を執り行います。

---

◎松本広域連合議会議員の選挙

○副議長(新居禎三君) 日程第15、松本広域連合議会議員の選挙から、日程第19、

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙についてお諮りします。

日程第15から日程第19までの5件については、過日の議会全員協議会において、前議長の残任期間とすることを決めていますので、選挙の方法は、地方自治法第118条の規定により、指名推薦により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新居禎三君） ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推薦により行うことに決定します。

指名の方法につきましては、議長代行において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（新居禎三君） ご異議ないものと認めます。よって、議長代行において指名することに決定します。

---

#### ◎松本広域連合議会議員の選挙

○副議長（新居禎三君） 日程第15、松本広域連合議会議員の選挙を行います。  
議員に、大月民夫議員を指名します。

---

#### ◎松塩地区広域施設組合議会議員の選挙

○副議長（新居禎三君） 日程第16、松塩地区広域施設組合議会議員の選挙を行います。  
議員に、大月民夫議員を指名します。

---

#### ◎安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙

○副議長（新居禎三君） 日程第17、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員の選挙を行います。  
議員に、大月民夫議員を指名します。

---

◎松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙

○副議長（新居禎三君） 日程第18、松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員の選挙を行います。

議員に、大月民夫議員を指名いたします。

---

◎松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙

○副議長（新居禎三君） 日程第19、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙を行います。

議員に、大月民夫議員を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました、日程第15から日程第19までの5件の議員については、大月民夫議員を当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（新居禎三君） ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名しました大月民夫議員が、松本広域連合議会議員、松塩地区広域施設組合議会議員、安曇野松筑広域環境施設組合議会議員、松塩筑木曾老人福祉施設組合議会議員、及び、松本市・山形村・朝日村中学校組合議会議員の選挙に当選いたしました。

ここで、議事日程等の作成及び議会全員協議会を開催するために、休憩いたします。  
暫時休憩。

（午後 2時35分）

---

○副議長（新居禎三君） 会議を再開します。

（午後 2時40分）

---

◎議会運営委員会委員の選任

○副議長（新居禎三君） 日程第20、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任につきましては、山形村議会委員会条例第6条の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議ないものと認め、指名いたします。

議会運営委員に大池俊子議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(新居禎三君) ご異議ないものと認め、大池俊子議員を選任することに決定いたします。

---

◎正副議会運営委員長の互選結果の報告

○副議長(新居禎三君) 日程第21、正副議会運営委員会委員長の互選結果を報告いたします。

議会運営委員会の委員長及び副委員長については、それぞれ互選により決定されていますので、ご報告いたします。

議会運営委員長に三澤一男議員、同じく副委員長に大池俊子議員。

以上、報告のとおり正副議会運営委員長が決定いたしました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

---

◎村長あいさつ

○副議長(新居禎三君) ここで、村長より閉会のあいさつがあります。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 第4回議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、11月30日の開会以来、本日に至るまで15日間にわたり開催されてまいりました。

本定例会に上程いたしました、専決処分の承認2件、条例改正4件、補正予算3件、松本広域連合規約の変更については、早急な対応が必要であり、それぞれ審議の上、同日可決をいただきました。

議案第54号からの条例改正2件、補正予算5件につきましては、会期中にそれぞ

れご審議を賜り、先ほど原案のとおり可決をいただきました。

また、本日追加で上程いたしました条例改正1件についても、ご審議の上、お認めをいただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

本定例会の会期中に議員の皆様からいただきましたそれぞれのご意見・提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきます。

8月の議会全員協議会において、時報のサイレンの見直しについての報告をいたしました。その後、村内外から多くのご意見をいただきました。

山形村は、価値観・生活様式の異なる皆さんがともに暮らす多様性に満ちた村であります。サイレンの音を騒音と感じている村民の方がいる一方で、サイレンの音も生活の一部であり、音の風物詩と捉える方もおります。

賛否両論の課題であります。今回、サイレンの吹鳴時間を36秒から24秒に短縮し、引き続き、継続することにいたしました。騒音だと感じている皆さんには、時報のサイレンの音も山形村の個性の1つとしてご理解を賜りますようお願いをいたします。

本年度、通学路歩道新設工事に伴い、洞遺跡の発掘調査を行ってまいりました。山形村は、埋蔵文化財の宝庫だと言われておりますが、過日の11月、7,000年前の縄文時代早期末の集落跡が、村内で初めて確認されました。

この遺跡から出土した装飾品に使われていたとされる管玉2点は、県内でも最古級とみられております。縄文時代早期末からの7,000年の歴史を誇らしく思うところでもあります。

当村は、明治7年、大池村・小坂村・竹田村の三村が合併し、山のほうの3か村、山方三か村と呼ばれていたことから、村名もこの山方三か村に由来するといわれております。

本年、開村以来149年が経過し、令和6年には開村150年の節目の年を迎えます。村民の皆さんとともに150年の歴史と、これからの山形村の姿に思いをはせる機会にしたいと思っております。

先ほど、議長に決まりました大月議長には、議会の運営・村政の発展のため、今後ともご尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

ただいま、令和5年第4回議会定例会の日程のすべてが終了し、閉会となります。

本定例会開会日の11月30日に他界された故百瀬章議長のご冥福を村議会・役場職員とともに改めてお祈りをいたします。

年の瀬に向けて、寒さも増してまいります。議員の皆様には、健康により一層のご留意をいただき、ますますのご活躍をお願い申し上げまして、閉会の挨拶といたします。

---

◎閉会宣告

○副議長（新居禎三君） 以上で、令和5年第4回山形村議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時48分）

---